

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から公共測量の中止について次のとおり通知があった。

令和 4 年 5 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 佐賀県全域